



酒井優司法書士事務所
司法書士 酒井 優

遺言書は人生最後の意思表示。遺言書を遺しておくことで親族間のもめ事を回避することができます。手遅れにならないようお元気なうちに遺言書を遺しておきましょう。

遺言書の作成から、遺言執行・遺産分割協議書の作成・不動産の相続登記・預金の払戻しなど相続発生に伴う諸手続きまで、銀座K.T.C税理士法人と連携しながらしっかりとサポート致します。

- 遺言書の作成
- 遺言執行
- 遺産分割協議書の作成
- 不動産の相続登記

その他、預金の払戻しなど相続発生に伴う諸手続き

ワントップ・トータルサービス

【コラム】遺留分の考慮を忘れずに！

遺留分とは、一定の相続人（配偶者、子、父母など）に与えられた最低限の相続割合のことです。遺留分は、遺された相続人が生活に支障をきたすことのないように民法に定められているもののです。遺言によつてもこれを侵害することはできないとされています。

遺留分を有する相続人は、遺留分が侵害された場合に、受遺者に対して侵害額を金銭で請求することができます。

例えば、相続人が長男、二男の2名で被相続人が全ての財産を長男に相続させる遺言を遺した場合、一男には被相続人の財産のサポート致します。

相続は多額の税金を納める資産家だけの話ではなく、すべての方に起こるものですね。多くの方にとって経験もなく、予想もしない問題が巻き起こるなど、身内でももめごともなりかねません。そのような事案に関するリスクを未然に防ぐ

「攻めの税務」に徹したいと考えています。そして、その思いを具現化したのが当法人独自の「相続カルテシステム」です。このシステムを活用すれば、ドックに入つて自覚していないなかつた病気が突然見つかることがあるように、相続においても気づかなかつ

た事実をはつきりと可視化することができます。

例えば、子どもたちに公平にと思ってやつたことが、斯が実際にあります。そんなトラブルを招かぬようにならないトラブルを招かぬよう、私たちは専門家がきちんと状況を精査し、クライア

ントそれぞれのケースに合ったカルテを作成。明確化した事案に対し「遺産分割対策」「納税対策」「節税対策」をしつかり検討することができます。当法人の相続・事業承継グループが「相続カルテシステム」を通じてお客様の相続財産を速やかに把握し、税額シミュレーションや問題点の抽出を行い、これらの対策の立案、計画の実行まで、お客様一人ひとりのニーズに応えてきめ細やかなサポートを行います。

また、人の体と同じように相続をめぐる環境は時間とともに変わっていきます。だからこそ、その変化に合わせてカルテを毎年更新す

相続税の事前対策
相続カルテシステム



銀座K.T.C税理士法人
相続・事業承継グループ 代表社員
税理士 市瀬 洋平



税務ドック

相続対策の専門家と言つても、ほとんどの税理士は企業の税務を専門にしていることが多い、個人の相続対策に詳しいプロフェッショナルは少ないのが現状です。相続税額を左右する土地評価に精通していること、相続を専門に扱っている人が複数いること、税務署との折衝に慣れており、税務調査への対応力があること、弁護士、司

法書士など専門家との人脈があ

専門家選びが重要

ることも税理士選びのポイントになり、何より経験豊富な税理士に依頼する方が良いでしょう。当法人では定期的な面談を通じ、何よりも損得勘定だけではなく人情の機微を理解し、依頼者の気持ちに寄り添つて、スマートに財産や思いを相続人に残すお手伝いをしております。

夫婦間での自宅の贈与と優遇措置について



「おしどり贈与」という言葉をご存知でしょうか。配偶者に自宅等を生前贈与した場合、2000万円までが非課税になる「贈与税の配偶者控除」という制度です。適用を受けるためには婚姻期間が20年以上という要件があるため、俗におしどり贈与と呼ばれます。

しかし、実際には相続税の申告時にしか使えない特例がいくつかあり、これらの特例を使えば、そもそも配偶者の相続税負担はかなり抑えられるケースが多くなります。自宅の生前贈与が有用かどうかはご家族ごとに状況が異なり、相続のためには事前に専門家にアドバイスを受けることをおすすめします。

銀座K.T.C税理士法人 初回相談無料

お気軽にお問い合わせください TEL.03-3541-2958 http://ktctax.com
〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階 東京税理士会 京橋支部 所属

酒井優司法書士事務所
TEL.03-5459-1366

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-13-15 神南ペアシティ403号 東京司法書士会 所属

